

今後の大坂府生活環境の保全等に関する条例の
あり方について
(第一次答申)

令和2年11月

大阪府環境審議会

目次

はじめに	1
第1 大阪府生活環境の保全等に関する条例における分野と検討の進め方について	2
I 大阪府生活環境の保全等に関する条例の分野について	2
II 検討の進め方について	3
第2 大気分野（石綿規制）の検討結果について	4
I 法及び条例に基づく石綿規制の概要について	4
1. 石綿について	4
（1）石綿の概要と健康影響	4
（2）石綿を含有する製品の規制	4
（3）石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事の規制	4
2. 法及び条例による石綿規制の概要	5
（1）法について	5
（2）条例について	5
（3）法及び条例の現行制度による石綿規制の概要	5
（4）法改正の概要	7
II 条例に基づく石綿規制のあり方について	9
1. あり方検討に係る論点	9
2. 条例に基づく石綿規制のあり方	11
（1）石綿除去に係る作業基準について	11
（2）作業実施の届出について	11
（3）その他	12
おわりに	13
参考資料1 大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会委員名簿	14
参考資料2 審議経過	15
参考資料3 今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について（質問）	16

はじめに

大阪府では、工場・事業場による深刻な大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対処するために、昭和46年に、それまでの規制を見直して「大阪府公害防止条例」を制定した。さらに、平成6年には、自動車排出ガスや生活排水に起因する都市・生活型公害など生活環境全般の保全にも対応するため、「大阪府公害防止条例」を全面的に見直し「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を制定した。

府においては、これまで関係法令の改正に対応するため、その都度、条例の見直しを行ってきた。条例制定から25年が経った現在において、条例等による取組みの結果、大気中の窒素酸化物や浮遊粒子状物質、河川における生物化学的酸素要求量などの環境基準は概ね達成している状況となるなど、府域における環境の状況は大幅に改善している。

一方で、大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質、海域における化学的酸素要求量については引き続き改善が必要であり、また騒音苦情については依然として多く発生しているなど、今後も対策を必要とする課題が残されている。

また、この間の社会経済活動や環境の状況の変化等により、現条例における規制内容が、環境負荷の程度に応じた適切なものになっているかの検証が必要な状況となっている。

本審議会は、令和元年12月23日に府から、「今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について」諮問を受け、生活環境保全条例検討部会及び水質部会において専門的な見地から審議を行っている。

本答申は、大気分野（石綿規制）について、生活環境保全条例検討部会の報告を踏まえて本審議会で審議した結果を取りまとめたものである。

なお、大気分野（石綿規制）以外の分野については、引き続き生活環境保全条例検討部会において、また、水質分野については水質部会にて、検討・審議を続けるものとする。

第1 大阪府生活環境の保全等に関する条例における分野と検討の進め方について

I 大阪府生活環境の保全等に関する条例の分野について

大阪府生活環境の保全等に関する条例については、これまで、表1－1のとおり、関係法令の改正に対応するため、その都度条例見直しを行ってきた。表1－2に大阪府生活環境の保全等に関する条例で規制等を行っている分野及び主な制度を示す。

表1－1 大阪府生活環境の保全等に関する条例及び国の関係法令年表

大阪府生活環境の保全等に関する条例	国の関係法令（括弧内は制定年）
○(S46) 大阪府公害防止条例の制定	(S31) 工業用水法、(S37) ビル用水法 ^{*1} (S43) 大気汚染防止法、騒音規制法 (S45) 水質汚濁防止法 (S46) 悪臭防止法 (S48) 化審法 ^{*2} 、瀬戸内海環境保全特別措置法 (S51) 振動規制法 (H4) 自動車 NOx・PM 法 ^{*3} (H11) 化管法 ^{*4} 、ダイオキシン類対策特別措置法 (H14) 土壤汚染対策法
○(H6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例の制定 ・ (H15 改正) 土壤汚染規制の導入 ・ (H17 改正) 石綿規制の導入 ・ (H19 改正) 化学物質管理制度の導入 ・ (H19 改正) 流入車規制の導入	

*1 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の略称

*2 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称

*3 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称

*4 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称

表1－2 大阪府生活環境の保全等に関する条例における分野及び主な制度

分野		主な制度	関係法令
大気	石綿規制 除く	・工場・事業場の規制 ・石綿排出等作業の規制 ・規制物質の横出し、届出対象施設の横出し、裾下げ	・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法
	石綿規制		
自動車環境		・流入車の規制 ・アイドリングの規制（自動車の駐車時における原動機の停止） ・低公害車等の利用	・自動車 NOx・PM 法
悪臭		・屋外燃焼行為の禁止	・悪臭防止法
水質		・工場・事業場の規制 ・届出対象施設の横出し、裾下げ	・水質汚濁防止法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・ダイオキシン類対策特別措置法
地盤沈下		・水道事業に係る地下水採取の許可	・工業用水法 ・ビル用水法
土壤汚染		・土壤汚染状況の調査契機、対象物質の横出し ・汚染の除去等の措置など指定区域に係る規制 ・知事による自主調査等に関する指針の策定及び指導助言	・土壤汚染対策法
化学物質		・届出対象物質の横出し ・化学物質の管理計画及び管理目標の届出の義務づけ	・化管法 ・化審法
騒音・振動		・工場・事業場の規制 ・特定建設作業の規制 ・拡声機、カラオケ、深夜営業に対する規制	・騒音規制法 ・振動規制法

II 検討の進め方について

本部会では、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制の現状、課題及びあり方検討における論点(案)について、分野別に整理するとともに、分野横断的な内容として、「その他分野（規制以外の手法）」についても同様に整理することとした。

検討スケジュールについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための府における業務見直しを受けて、令和3年度に結果を取りまとめることがたとえ、令和2年6月の改正大気汚染防止法の公布により早急に条例改正が必要な大気分野（石綿規制）については、今年度に優先的に検討を実施し、結果を取りまとることとした。

第2 大気分野（石綿規制）の検討結果について

I 法及び条例に基づく石綿規制の概要について

1. 石綿について

(1) 石綿の概要と健康影響

石綿（アスベスト）は、天然に産する蛇紋石（じやもんせき）や角閃石（かくせんせき）の鉱物を纖維状にしたもので、その直径は0.02～0.35マイクロメートルであり、細いものでは人の髪の毛の5,000分の1の大きさである。

石綿にはクリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、アクチノライト及びトレモライトの6種類があり、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、スレート・石膏ボード等（建材）、ブレーキパッド（摩擦材）、吹付け石綿（断熱材）といった様々な工業製品や建築材料に使用してきた。

しかし微細な石綿を呼吸器に吸い込むことで、中皮腫や肺がん等の疾患を生じることが明らかになり、また発症するまでの潜伏期間が数十年と長く、発症した時点で原因を特定することが困難なケースが多く見られた。全国の中皮腫による死者数は平成27年から令和元年までの5年間の平均で1,517人/年となっており、そのうち大阪府域は明治時代から昭和時代まで石綿紡績等の加工を行う事業所が集中したこともあり、同期間で167人/年と全国で最も多い状況となっている。

(2) 石綿を含有する製品の規制

石綿を含有する製品については、平成7年には有害性の高いアモサイト及びクロシドライトが1重量%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止され、また平成16年にはクリソタイル等が1重量%を超えて含有する製品について石綿セメント円筒等10品目の製造等が禁止された。平成18年には石綿が0.1重量%を超えて含有する製品の製造等が特殊用途の一部製品を除き原則禁止され、平成24年には特殊用途の一部製品を含め石綿製品の製造等が全面的に禁止された。

(3) 石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事の規制

建築物等の解体等工事からの石綿の飛散については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災で倒壊した建築物からの石綿飛散が問題となり、平成8年から大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）で吹付け石綿（以下「レベル1建材」という。）、平成18年からは「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（以下「レベル2建材」という。）が規制対象とされた。

平成17年にはいわゆるクボタショックにより、石綿に対する社会の関心が急激に高まり、これを受けて大阪府では同年に生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号。以下「条例」という。）を改正し、平成18年から石綿含有成形板を規制対象とした。

石綿含有建材が使用された可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体工事は、2028年頃をピークに全国的に増加することが予想されており、今後飛散防止対策の重要性が一層高まると考えられる。

2. 法及び条例による石綿規制の概要

(1) 法について

昭和43年に制定された法では、石綿による健康影響に関する国民の関心の高まりに対し、平成元年の改正から石綿規制が導入され、石綿製品製造施設の石綿の飛散が規制の対象となった。平成8年にはレベル1建材が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業実施の届出や作業基準の遵守等が義務付けられ、平成18年にはレベル2建材が規制対象に追加された。平成25年には届出義務者を施工者から発注者に変更する改正が行われた。

(2) 条例について

府における石綿規制については、法規制に先駆け、大阪府事業場公害防止条例（昭和40年10月制定）で石綿関連施設を設置する工場・事業場を規制の対象とし、届出と規制基準の遵守を義務付け、その後継条例にあたる大阪府公害防止条例（昭和46年条例1号）及び条例においても、法の改正に合わせて重複規定の解消や必要な横出し規制を行ってきた。平成17年の条例改正では、建築物等の解体等工事からの石綿の飛散防止を目的に、石綿含有成形板の一部を含む法より幅広い石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事を規制対象とし、届出や基準遵守を義務付けるなどの規制を実施してきた。さらに平成26年の改正では、法改正に合わせて作業実施の届出義務者の変更が行われた。

(3) 法及び条例の現行制度による石綿規制の概要

ア 概要

現行の府における石綿飛散防止対策の制度は、法の規制に加え条例による独自の制度（対象建築材料の拡大、敷地境界基準の設定、大気濃度測定の義務等）を設けて総合的な取組みを講じている。

イ 対象建築材料

法ではレベル1建材及びレベル2建材の2種類を対象建築材料として規定し、条例では法対象の2種に加え、「石綿含有成形板（樹脂により被覆され、又は固形化されているものを除く。）」を規定している。

法・条例ともに当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1%を超えるものを対象としている。

ウ 事前調査

法又は条例により、建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、施工者は、あらかじめ当該建築物等に係る石綿含有建材の使用の有無等について調査しなければならないとしている。また、石綿含有建材の使用の有無並びに使用されている場合にあっては、その種類と種類ごとの使用面積及び使用箇所を調査し、調査結果を公衆の見やすい箇所に掲示するよう義務付けている。

条例では、事前調査の方法として設計図書その他の資料の確認、目視又は建築材料の分析等によることとしているが、法では当該規定はない。

エ 届出

石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等工事の発注者又は自主施工者は、作業の開始の 14 日前までに作業の期間や内容について知事に届け出るよう法又は条例で規定している。届出が必要となる工事について、法は使用面積にかかわらずレベル 1 建材及びレベル 2 建材の除去工事の全てを対象とし、条例は法とは別にレベル 3 建材のうち石綿含有成形板の使用面積が 1000 平方メートル以上の除去工事も対象である。さらに、法に基づく届出が必要な工事のうち、石綿含有建材の使用面積が 50 平方メートル以上である工事の場合には、併せて敷地境界における大気中の石綿濃度の測定計画について届け出るよう条例で義務付けている。

これらの届出につき、作業基準に適合しないと認められるとき又は石綿濃度の測定計画が適当ないと認められるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、届出者に対し、法又は条例に基づき、届出に係る事項の変更を命ずることができる。

オ 作業基準

作業の基準について、法では、作業の種類に応じて、作業場所の隔離、隔離区域へ出入りするための前室及び集じん・排気装置の設置等を定めている。条例では、法対象の作業については、法の作業基準に加え、散水等により石綿を含む水を作業場から排出する場合にろ過処理等の措置を講ずることを規定している。

石綿含有成形板の作業については、条例において建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の飛散防止幕を設置することや原則手作業により原形のまま除去すること、やむを得ず機械等を使って除去する場合には散水すること、除去後の建材を切断する場合は集じん装置を備えた切断機を使用すること、除去後の建材を破碎しないこと、排水に関する措置について規定している。

また、法又は条例に基づき、施工者が作業基準を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うこと又は作業を一時停止することを命ずることができる。

さらに、条例では、作業基準の遵守の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとしている。

カ 敷地境界基準と大気濃度測定

法には建築物等の解体等作業における大気濃度の基準及び測定に関する規定はないが、条例では敷地境界基準(大気中の石綿の濃度が 1 リットルにつき 10 本)を定めるとともに、前述「エ 届出」で石綿濃度の測定計画を提出した作業については、当該計画に基づき、工事前 1 点、工事中 4 点、工事后 1 点の大気濃度測定及び測定記録の保存(3 年間)の義務を規定している。

なお、条例では、施工者が敷地境界基準を遵守していないと認めるときは敷地境界基準に従うこと又は作業の一時停止を命じることができ、必要に応じ、その旨を公表するものとしている。

キ 報告徴収及び立入検査

法又は条例では、発注者、自主施工者、施工者に対し、作業の状況等について報告を求めることができ、解体等工事に係る建築物等、現場に立ち入り検査することができる。

条例では施工者の事務所等に立入検査を実施することができる規定があるが、法には当該規定はない。

(4) 法改正の概要

平成 25 年の法改正後に引き続き検討した課題及び新たな課題に対応するため、令和 2 年 6 月に大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和 2 年法律 39 号)が公布され、一部を除き令和 3 年 4 月から改正された法(以下、「改正法」という。)が施行されることとなった。主な改正点を以下のアからオに示す。

ア 規制対象の拡大

規制対象が現行のレベル 1 建材、レベル 2 建材に、「(吹付施工以外を含む) 石綿含有仕上塗材」、「石綿含有成形板その他石綿含有建材」(以下「レベル 3 建材」という。)を加え、全ての石綿含有建材に拡大する。なお、吹付施工による石綿含有仕上塗材についてはレベル 1 建材からレベル 3 建材に変更する。また、作業基準を遵守しなければならない者及び作業基準適合命令等の対象となる者に下請負人を加える。

イ 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付ける。また、調査の方法を法定化する。

ウ 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設する。

エ 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付ける。また、元請業者は下請負人に対する指導に努めることを規定する。

オ その他

都道府県等による立入検査対象に施工者等の事務所を追加することや、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等を規定する。

II 条例に基づく石綿規制のあり方について

1. あり方検討に係る論点

条例に基づく石綿規制のあり方の検討を進めるに当たって、以下の5つの論点を設定して審議を行った。

(1) 石綿除去に係る作業基準について

論点1 改正法（同法施行規則）で新しくレベル3建材の除去に係る作業基準の内容が定められる予定であるが、条例における作業基準をどうするか。

改正法（同法施行規則）で新たにレベル3建材の除去に係る作業基準の内容が定められる予定であり、その中で条例に規定のない作業基準は改正法と整合を図ることになるが、条例で規定済みだが改正法で規定されない作業基準の取り扱いについて検討する必要がある。

なお、作業基準については、条例では「作業実施基準」の用語を用い、レベル3建材以外にもレベル1建材及びレベル2建材の基準が規定されており、その内容は法と整合を取り形で規定されているものの、一部条例でのみ定められている独自の基準が存在している。このレベル1建材及びレベル2建材の条例独自の作業基準についても併せて検討する必要がある。

(2) 作業実施の届出が必要なレベル3建材の種類、使用面積について

論点2（ア）条例届出対象外である建材（吹付施工仕上塗材、吹付以外で施工された仕上塗材、樹脂被覆・固化建材等）について、届出の対象とするべきか。

今般の改正法では、レベル3建材として、条例で規制対象としている樹脂被覆・固化建材を除く石綿含有成形板の他、現在レベル1建材として扱っている吹付施工仕上塗材、規制対象外である吹付以外で施工された仕上塗材、樹脂被覆・固化建材、その他建材が規定されるが、これらには作業基準の遵守等の義務は付されるものの、作業実施の届出の義務は付されない予定である。

この改正を受け、条例届出対象外であるレベル3建材について、新たに作業実施の届出の対象とするべきかどうか検討する必要がある。

論点2（イ）現在石綿含有建材（成形板）を1000平方メートル以上使用する建築物等に係る作業の実施を届出対象としているが、届出対象を石綿含有成形板以外のレベル3建材の範囲に拡大した場合、その規模要件をどうするか。

改正法でレベル3建材の全てが規制の対象となることを受け、論点2（ア）で作業実施の届出対象の建材を変更した場合、規模要件（石綿含有建材の面積等の規模感）はどの程度が適当か、また、異なる建材（石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材等）について、それぞれの面積を合算とするかあるいは個別に算定するかについて検討する必要がある。

（3）その他

論点3（ア） 完了報告について、行政への報告を義務付けるべきか。

改正法では施工者等に対し、計画どおり飛散防止措置がとられていたこと及び石綿の取り残しが無いことの確認、それらの記録の作成及び保存、発注者への作業の結果の報告とその記録及び保存が義務付けられることとなった。

中央環境審議会では上記作業結果の都道府県等への報告について検討したが、効率的な規制の運用の観点も踏まえ、新設の事前調査結果の報告制度を活用した立入検査等により石綿飛散の未然防止を図るとともに、保存されている作業及び報告の記録を確認し、必要な場合に作業基準の遵守について指導を行うものとし、今般の改正では位置づけられなかった。

これらの状況を踏まえ、行政への報告の義務化について条例で規定するべきかについて検討する必要がある。

論点3（イ） 大気濃度測定の義務について、見直す必要があるかどうか。

これまで国では予期せぬ箇所からの石綿飛散の確認の必要性から敷地境界等における大気濃度測定の制度化を検討してきたが、石綿繊維数濃度の測定に使用される走査型電子顕微鏡が十分に普及されていないこと、石綿以外も含む総繊維数濃度の測定ではバックグラウンド濃度との比較が困難であること、分析には平均で5日～7日程度要すること、適切な測定地点の設定について結論が得られなかつたこと等から、今後迅速測定の方法や評価の指標等の課題と対応を調査・研究し、制度化について検討することとなり、改正法では規定されなかった。

国の検討においては、作業場所周辺で総繊維数濃度1本/リットルといった案も出る等、現行の条例の基準より厳しい方向性で議論されているものの、2023年度頃にかけて迅速測定装置の開発やデータ収集を通じ制度化を検討するとし、その規制内容と開始時期については明確に示されていない。

以上の状況を踏まえ、条例における大気濃度測定の義務について見直すべきかどうか、検討する必要がある。

2. 条例に基づく石綿規制のあり方

府域の特性を鑑み府民の安全・安心を確保するという観点から審議を行い、条例に基づく石綿規制のあり方を以下のとおり示す。

(1) 石綿除去に係る作業基準について

改正法では規定されず条例で規定済みの独自の作業基準は、レベル3建材においては以下の4点がある。

- ・建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること
 - ・除去後の石綿含有建材を切断する場合は集じん装置を備えた切断機を使用すること
 - ・除去後の石綿含有建材を破碎しないこと
 - ・石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること
- また、レベル1建材及びレベル2建材においては、4点目の排水処理規定のみが条例で独自に規定されている。

周囲への幕等の設置（飛散防止幕）については、住工が混在しているという府域の特性に鑑み、防音や石綿以外の防じん、近隣住民の安心感等の効果があること、除去後の建材の集じん装置なしでの切断や破碎は石綿の飛散リスクが高いこと、排水処理については必要となる工事数の割合は低いと考えられるものの、煙突内部耐火被覆材除去工事や仕上塗材湿式除去工事等では多量の汚水が排出されることから、石綿飛散防止を担保するためには、これらの作業基準の規定をすべて残すべきである。

なお、これらの作業基準は、現在条例の規制対象外である石綿含有樹脂被覆・固化建材等についても、除去作業場近傍で石綿の飛散が確認された事例があったことから飛散リスクの低減のため適用するべきである。また、改正法で規定された作業基準のうち、条例に規定のない作業基準は、改正法と整合を図るべきである。

(2) 作業実施の届出について

(ア) 届出対象の建材について

石綿含有仕上塗材及び石綿含有ビニル床タイル（Pタイル）が除去作業場近傍で石綿の飛散が確認された事例があったことから、改正法で全ての石綿含有建材が規制対象となったことを鑑みれば、施工方法や製造方法によらず全ての石綿含有建材を届出対象とすることは、行政・事業者・府民にとってわかりやすく、府民の生活環境に対する安心感が増すこととなる。よって、作業実施の届出対象となる建材については、現行の石綿含有成形板に加え、現在レベル1建材として扱われている吹付施工石綿含有仕上塗材、法規制対象外である吹付施工以外の石綿含有仕上塗材、石綿含有樹脂被覆・固化建材、その他石綿含有建材等、改正法で規定される全てのレベル3建材を作業実施の届出の対象とするべきである。

なお、施行にあたっては、これまで作業実施の届出対象外であった吹付施工以外の石綿含有仕上塗材、石綿含有樹脂被覆・固化建材等について除去作業届出件数が増加すること、

特に条例で届出対象外としていた石綿含有樹脂被覆・固化建材については発注者や受注者等幅広く周知を行う必要があること、届出の意義は作業基準に適合しているかの事前確認であるが、樹脂被覆・固化建材の代表的なものであるPタイルの撤去については、バール等の工具や電動ケレン等の機械によるはつり（破碎）が多い状況であり、原則手ばらしでの除去という条例や改正法での作業基準の遵守が困難なケースが多く、作業実施の届出がされても作業計画が適切かを行政が判断することが難しいケースが想定されることなどに留意するべきである。

（イ）届出の規模要件について

条例の作業実施の届出対象が1,000平方メートル以上であることは多くの府内事業者に認知されていること、届出規模未満の解体等工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による分別解体に関する届出等の情報や、改正法により新設される事前調査結果報告制度による情報を活用した立入検査によって飛散防止措置の確認が取れること、石綿含有仕上塗材とその他石綿含有成形板等とは改正法作業基準が異なり、これらは別で内容確認を行う必要があるため合算する必要性が乏しいことから、届出の規模要件は、「石綿含有仕上塗材の使用面積が1,000平方メートル以上」又は「その他石綿含有成形板等の使用面積の合計が1,000平方メートル以上」のいずれかに該当する場合を作業実施の届出対象とするべきである。

（3）その他

（ア）完了報告書について

改正法により新設される事前調査結果報告制度による情報の活用や、作業及び報告の記録の確認により、石綿飛散の未然防止や作業基準遵守の確認が可能であること、現行でも行政指導の範囲で完了報告の提出指導を行っている規制権限を有する府内市町村も多く、指導を行っていない府においても相当数が提出されていることから、完了報告書の行政への提出は義務化せず、工事前確認や工事中立入検査の対応に注力するべきである。

（イ）大気濃度測定義務について

大気濃度測定義務の見直しについては、具体的な方向性や基準等については今後の国や迅速測定装置の開発の動向を踏まえ検討するべきであることから、当面現行の規制を維持するべきである。

おわりに

本審議会においては、生活環境保全条例検討部会での計3回の審議を経て、改正法の趣旨等を踏まえ、条例に基づく石綿規制のあり方を検討した結果を受け、本答申として取りまとめた。

大阪府においては、この答申を踏まえて、条例に基づく建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止に関する規制について、適切に改正を行われたい。

また、条例の改正施行にあたっては、政令市をはじめとする府内市町村や関係行政機関と情報共有・連携を図りつつ、府域における石綿規制に取り組まれたい。

参考資料1 大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会委員名簿

氏 名	役 職	環境審議会 委員	環境審議会 専門委員	備 考
石川 智子	公益社団法人全国消費 生活相談員協会関西支 部アドバイザー	○		令和2年度第 1回部会から
河井 康人	関西大学名誉教授	○		部会長代理
黒坂 則子	同志社大学教授	○		
近藤 明	大阪大学大学院教授	○		部会長
近藤 博宣	大阪商工会議所常務理 事・事務局長	○		
澤村 美賀	公益社団法人全国消費 生活相談員協会関西支 部長	○		令和元年度第 1回部会まで
島 正之	兵庫医科大学教授	○		
松井 孝典	大阪大学大学院助教		○	
水谷 聰	大阪市立大学大学院准 教授		○	

令和2年度第1回・第2回環境審議会生活環境保全条例検討部会オブザーバー名簿

氏 名	役 職	備 考
出口 隆	大阪労働局労働基準部健康課副主任衛生専門官	
加島 強	大阪市環境局環境管理部環境管理課環境規制担当課長	
是常 文和	堺市環境局環境保全部環境対策課長	

参考資料2 審議経過

	大気分野（石綿規制）	検討を行ったその他の分野
令和元年12月23日 令和元年度第2回 環境審議会	・今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について（諮問）	
令和2年2月20日 令和元年度第1回生活環境保全条例検討部会	・条例に基づく規制の現状、課題、あり方検討の論点整理	
令和2年8月28日 令和2年度第1回生活環境保全条例検討部会	・石綿規制に係る現状について ・石綿規制に係る条例改正の論点と方向性について	・化学物質 ・騒音・振動
令和2年10月8日 令和2年度第2回生活環境保全条例検討部会	・部会第一次報告(案)について	・化学物質 ・大気分野 (石綿規制除く) ・騒音・振動
令和2年11月9日 令和2年度第2回 環境審議会	・生活環境保全条例検討部会からの報告 ・今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について（第一次答申）	

参考資料3 今後の大坂府生活環境の保全等に関する条例のあり方について（諮問）

環保第2116号

令和元年12月23日

大阪府環境審議会

会長 石井 実 様

大阪府知事 吉村 洋文



今後の大坂府生活環境の保全等に関する条例の

あり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

大阪府は、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、平成6年に「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を制定し、各種法令等による規制等に加え、公害の防止に関する必要な規制等を独自に定めることにより、生活環境の保全等に関する施策を推進してきたところです。

府においては、これまで関係法令の改正に対応するため、その都度、条例の見直しを行ってきました。条例制定から25年が経った現在において、条例等による取組みの結果、大気中の窒素酸化物や浮遊粒子状物質、河川における生物化学的酸素要求量などの環境基準は概ね達成している状況となるなど、府域における環境の状況は大幅に改善しています。

一方で、大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質、海域における化学的酸素要求量については引き続き改善が必要であり、また騒音苦情については依然として多く発生しているなど、今後も対策を必要とする課題が残されています。

また、この間の社会経済活動や環境の状況の変化等により、現条例における規制内容が、環境負荷の程度に応じた適切なものになっているかの検証が必要な状況となっています。

このため、大阪府では条例の施行状況や府域の環境の状況等を検証し、条例による規制内容の見直しの必要性について検討を行うこととしています。

つきましては、これらの状況を踏まえ、環境基準未達成の汚染物質への対応や既存制度の見直しなど、今後の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。